

議案第 8 号

利根町立図書館条例の一部を改正する条例

利根町立図書館条例（平成 8 年利根町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者
- （5） 町民

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

多種多様な意見を聴取することを目的に、図書館協議会の委員を新たに町民から任命するため提案する。